

国民経済計算における財政統計の整備に係る進展と課題

内閣府政策統括官（経済財政分析）付

多田 洋介

yosuke.tada.n3j@cao.go.jp

本報告においては、「国民経済計算」(System of National Accounts) やこれと整合的な「政府財政統計」(Government Finance Statistics) を中心とする国際的な統計システムにおける財政関連データについて、国際基準における位置づけ、これまでの変遷、日本の統計体系における対応についてレビューするとともに、国際基準に照らした我が国財政統計の整備に係る課題について議論する。

国民経済計算は、一国の経済動向について、生産・分配・支出といったフローから、資産・負債の蓄積というストックに至るまで、包括的・整合的に記録する統計体系であり、国際連合において採択される国際基準に基づいて、各国の政府機関が自国の統計を作成している。日本においては、内閣府経済社会総合研究所がその役割を担っている。国民経済計算の国際基準は、1953年に初版が公表され、以後、1968年、1993年、2008年に大規模な改定が行われ、最新の国際基準は「2008 SNA」となっている。さらに、現在、更なる改定に向けた議論が国際的に進められており、2025年春を目途に、新たな国際基準(2025 SNA (仮称)) が採択される見込みである。

国民経済計算においては、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う居住者単位(制度単位)について、大きく5つの制度部門に分類しており、その一つが一般政府となっている。国民経済計算においては、他の制度部門とともに、一般政府について、課税による資金調達、社会保険にかかる負担と給付や各種の移転支出の受払いから、実物・金融資産の取得・処分・蓄積までの一連の勘定体系を記録する。その過程において、収入と支出の差額(財政収支)である「純貸出／純借入」や、資産と負債の差額である「正味資産」といったバランス項目が導出される。国民経済計算において国際基準が必要な所以の一つは、EU(欧州連合)の加盟基準に財政収支の対GDP比が用いられていることに代表されるように、共通のルールと尺度によって各国の経済・財政状況を比較することを可能とするためである。

国民経済計算の国際基準においては、一般政府部門に係る記録方法について、段階的に整備・拡充が図られてきた。特に、2008 SNAにおいては、①一般政府を含む制度部門の分類基準に関する明確化、②一般政府と政府関係機関である公的企業との間の例外的な資金の受払いの記録の変更といった、国際比較可能性を高める等の観点での重要な改定が行われている。①については、財やサービスを無料もしくは経済的に意味のない価格で供給する主体を「非市場生産者」とし、政府による所有・支配がない対家計民間非営利団体を除く制度単位が一般政府として分類されるとの基準が示されている。日本においては、こうした分類基準に準拠した政府関係諸機関の格付けを2011年に適用し、一般政府部門の境界を精緻に画定している。また、②については、特に、公的企業から一般政府に対する例外的な支払について、特別な立法措置を通じて、公的企業の資産の売却や積立金の取崩しにより行われるものは、従前のように公的企業から一般政府への資本移転という実物取引でなく、一般政府による公

的企業に対する持分の引出し及びこれに伴う現預金の増加という金融取引として記録することとされている。資本移転の場合、一般政府の財政収支を改善させる方向に作用する一方、持分の引出の場合は、財政収支への影響は中立的となり、この変更は、政府部門の裁量的な措置による財政収支への影響を除去し、財政収支の基調的な動きを把握するという目的に資するものである。日本においては、2016年以降、過去に遡って、この変更を反映し、例えば、公的金融機関に分類される財政投融资特別会計から一般政府である一般会計・国債整理基金特別会計への特殊な繰入れが財政収入から控除され、統計上、より基調的な財政収支が導かれることとなった。

こうした国際基準に加え、2000年代後半の世界金融危機後、統計の観点からの教訓として、国際機関を中心とする統計コミュニティにおいて、経済・金融・財政の面で、より周期性と適時性の高いデータを利用可能とすることにより、危機に至る不均衡の蓄積等の事前検知機能を高めることが重要という議論が活発化した。この帰結として、国際機関のイニシアチブにより「特別データ公表基準プラス (SDDS プラス)」が策定され、財政については、主要国に対し、四半期の一般政府財政収支をできるだけ早期に、かつ発生ベースで公表することが求められることとなった。日本においては、2016年に本枠組みに参加を決定し、一般政府の総負債や収支の四半期速報について、順次作成・公表が開始されている。

このように、国際基準やガイドラインの発展とともに、日本の国民経済計算における財政統計も整備が進んできているが、国際基準等に照らし、いくつかの課題も残されている。第一が、2008 SNAにおいて、国民経済計算の本体系ではないが、補足表として公表が求められている、社会保障年金の受給権の発生主義での記録への対応である。確定給付型の社会保障年金について、未積立債務分を推計し、一般政府の負債（家計の資産）として認識することが期待されているが、現時点で日本は本事項に対応できていない。未積立債務の計測は、人口動態のほか、将来にかけての経済・物価・賃金や社会的割引率に係る仮定に大きく依存するものであり、統計データというよりは推計データの色彩が強く、統計部局のほか年金制度の所管部署を含む関係各所による連携を通じた対応が重要となろう。

第二は、SDDS プラスの四半期財政収支の実装に係る課題である。四半期財政収支については、国際的な意見調整の結果、当該四半期終了の12か月後までの公表という比較的緩い適時性が認められている。この中で、日本では、年度前半の収支について、国・地方の詳細な年度決算値が利用可能となるより前に作成・公表を行っている。ここで、税収を発生ベースで記録する都合上、年度決算額が利用可能になった上で分割・算出される当該年度の各四半期計数に対し、それ以前に（年度決算値を見込んだ上で）推計される速報段階の計数の推計精度に潜在的な課題がある。また、地方政府の支出の多くについても、速報段階で利用可能なデータの制約があるという推計精度上の課題がある。さらに、公的固定資本形成については、四半期GDP速報においても、公共工事の出来高統計に基づく速報値と決算データに基づく確報値との乖離が統計ユーザーから課題として認識されている。財政状況に関する国際比較可能なきめ細かいデータの提供という意義を関係者で共有した上で、より速報性・周期性に優れ、精度の高い財政関連のデータベースを構築する試みが重要と言えよう。